

競争参加者の資格に関する公示

平成31・32・33年度において国立研究開発法人情報通信研究機構における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

ただし、平成31・32・33年度総務省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者は、本資格を有するものとして扱うので申請の必要はありません。

平成30年12月26日

国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事 田尻 信行

1 資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品の製造
- (2) 物品の販売
- (3) 役務の提供等
- (4) 物品の買受

2 申請の時期

定期の申請時期は、平成31年1月8日(火)から平成31年1月31日(木)までとする(ただし、土・日曜日、休日を除く。)。

なお、定期の受付時期を過ぎた場合でも随時に受付及び審査を行うが、その場合、事務処理の都合により入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。

3 競争参加資格の申請方法

(1) 持参又は郵送等の場合

ア 申請書の入手方法

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)」(以下「申請書」という。)は、当機構のインターネットホームページにアクセスし、申請書をダウンロードすることができる。また、インターネットの環境が無い者については、本公示8の照会先において、申請書を入手することができる。

<http://www.nict.go.jp/tender/sanka-sikaku.html>

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。

イ 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、本公示8の提出先に提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から3ヶ月以内のものとし、内容が鮮明であれば写しでも可とする。

持参の場合の受付時間は、土・日曜日、休日を除く9時から17時(12時から13時の間を除く。)までとし、郵送(書留郵便又は配達記録郵便)等も可とする。

※インターネットでは受け付けていない。

※申請書類を郵送する場合は平成31年1月31日(木)の消印有効です。

イ) 登記事項証明書(法人の場合のみ)

ロ) 営業経歴書(法人・個人問わず)

ハ) 財務諸表類(法人の場合)又は

営業用純資本額に関する書類及び収支計算書(個人の場合)

ニ) 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書

(個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3)

A 消費税及び地方消費税(法人及び個人)

B 法人税(法人の場合)

C 所得税(個人の場合)

(2) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、財務諸表類について外貨表示となる場合は、申請書の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

※出納官吏事務規程第16条については、財務省のホームページにて参照可能である。

4 競争に参加することができない者

(1) 情報通信研究機構契約事務細則第3条の規定に該当する者

(2) 情報通信研究機構契約事務細則第4条の各号の一に該当すると認められる者であつて、当機構が競争契約への参加を制限した者

(3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

(4) 申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

5 競争参加者の資格及びその審査

(1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記1の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもつて行う。

(2) 競争に参加できる者の資格は、前記(1)の合計点により別記2の区分に基づいて格付けする。

6 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により申請者に通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。なお、本公示2のなお書きにより随時審査した場合は、資格を付与されたときから平成34年3月31日までとする。また、「平成」の元号で資格を取得した場合でも、改元後も有効期間まで資格は有効です。

8 申請書の提出先 及び 資格審査に関する照会先

国立研究開発法人情報通信研究機構 財務部契約室 契約管理グループ

電話：042-327-6115

電子メール：shikaku-shinsa@ml.nict.go.jp

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1

9 その他

(1) 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には「競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)・審査結果通知書再発行届」(以下「変更・再発行届」という。)にそれぞれに示す書類各1部(内容が鮮明であれば写しでも可)を添え、速やかに提出すること。(変更・再発行届の入手及び提出方法については、本公示3に示すものと同様とする。)

なお、その他の事項について変更する場合には、本公示3の申請を改めて行うこと。

ア 「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

★資格審査結果通知書(写)

●登記事項証明書(法人の場合)又は変更項目を確認できる書類(個人の場合)

イ 「希望する資格の種類」の場合

★資格審査結果通知書(写)

ただし、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合は、

▲直近の財務諸表も添付すること。

(2) 会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者(有資格者)の手続

有資格者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の

決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各1部を添え、本公示8の提出先に速やかに提出すること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、当機構が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。

(3) 合併・分社・廃業の場合の手続

有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、本公示8の提出先に速やかに届け出ること。

(4) 資格審査結果通知書の再発行について

変更・再発行届に記載の上、本公示8の提出先に速やかに提出すること。

別記1 付与数値

掲載順序 項目 段階:付与数値(年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については、物品の製造、物品の製造以外の2区分の付与数値を示す(左側が物品の製造、右側が物品の製造以外の付与数値である。))

流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。)

(1) 年間平均(生産・販売)高 ※前2ヶ年の平均実績高

200億円以上		:60、	65
100億円以上	200億円未満	:55、	60
50億円以上	100億円未満	:50、	55
25億円以上	50億円未満	:45、	50
10億円以上	25億円未満	:40、	45
5億円以上	10億円未満	:35、	40
2.5億円以上	5億円未満	:30、	35
1億円以上	2.5億円未満	:25、	30
5,000万円以上	1億円未満	:20、	25
2,500万円以上	5,000万円未満	:15、	20
2,500万円未満		:10、	15

(2) 自己資本額の合計

10億円以上		:10、	15
1億円以上	10億円未満	: 8、	12
1,000万円以上	1億円未満	: 6、	9
100万円以上	1,000万円未満	: 4、	6
100万円未満		: 2、	3

(3) 流動比率

140%以上		: 10
120%以上	140%未満	: 8
100%以上	120%未満	: 6
100%未満		: 4

(4) 営業年数

20年以上		: 5、	10
10年以上	20年未満	: 4、	8
10年未満		: 3、	6

(5) 機械設備等の額

10億円以上		:15
--------	--	-----

1億円以上	10億円未満	: 12
5,000万円以上	1億円未満	: 9
1,000万円以上	5,000万円未満	: 6
1,000万円未満		: 3
(6) 合計 (最高点)	100	

別記2 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

掲載順序 契約の種類 ①数値:等級 ②予定価格の範囲

(1) 物品の製造

- | | | |
|---------|-------|----|
| ① 90点以上 | | :A |
| 80点以上 | 90点未満 | :B |
| 55点以上 | 80点未満 | :C |
| 55点未満 | | :D |

②Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満

(2) 物品の販売、役務の提供等

- | | | |
|---------|-------|----|
| ① 90点以上 | | :A |
| 80点以上 | 90点未満 | :B |
| 55点以上 | 80点未満 | :C |
| 55点未満 | | :D |

②Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満

(3) 物品の買受

- | | | |
|---------|-------|----|
| ① 70点以上 | | :A |
| 50点以上 | 70点未満 | :B |
| 50点未満 | | :C |

②Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満

なお、本資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な運用を行う。